



重大な交通事故を起こす前に

～高齢運転者とご家族の方へ～



問消費生活課 交通安全係…☎(237) 5303

子どもを巻き込むなど、高齢運転者による悲惨な交通事故が社会問題となっています。交通事故は、被害者・加害者双方の本人や家族の人生を大きく変えてしまいます。こうした事故を防ぐには、少しでも運転に不安があれば、運転を"しない" "させない" という決断も必要ではないでしょうか。

自動車の運転にあたって

- 身体や体調などに少しでも不安を感じたら運転しない
- 運転は必要最小限の範囲とし、夕方・夜間・雨天は控える
- 自動ブレーキなどの安全サポート機能が付いた車にする



マイカーについて

自動車を所有すると、車検代・税金・保険料・燃料代・修理代・駐車場代など、相当の維持管理費の負担となります。例えば、年間の維持管理費が15万円の場合、マイカーを手放せば月々1万2,000円以上をバス・タクシーの交通費や生活費に充てられます。事故リスクなどを勘案し、「マイカーを手放す」という選択肢も検討されてはいかがでしょうか。

運転免許証を返納される場合

運転免許証を返納される場合は次の2つの制度の申請ができます。

- 70歳以上の返納者にICカード式バス乗車券「PASMO」を交付(1万円相当/1回限り)

【特典】山梨交通や富士急の路線バス、JR中央線や一部のタクシー、買い物などでも利用できます。

- 「運転経歴証明書」(永年有効)の交付

【特典】タクシーが割引になるなどの特典が受けられます。

割引の有無については、ご利用前に各タクシー会社にご確認ください。

笑顔で過ごせますように



※申請は、免許を返納した警察署などの窓口でご確認ください

「ヘルプマーク」を見かけたら、思いやりのある行動を！！

問障がい福祉課…☎(237) 5240 / FAX(237) 5299



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方がいます。皆さんの手助けが、「安心」につながります。

電車やバスの中で席をお譲りください。

駅や商業施設などで声をかけるなどの配慮をお願いします。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

「ヘルプマーク」は本庁舎2階障がい福祉課、甲府市障害者センター(東光寺1-10-25)で配布しています。

手助けを必要とする方と手助けできる方をつなぐ「ヘルプカード」の配布も行なっています。

